

「非農地通知書」の発行について

更新：2016年4月1日

森林原野化した荒廃農地に対して非農地通知書を発行します

農業委員会では、本市における「守るべき農地」の明確化と農地の適正な管理を行うため、中山間地域内において、現に森林原野化し、耕作再開が物理的に困難な荒廃農地を対象に、平成28年4月から非農地通知書を発行します。

現在、農業委員会では、毎年、農地法の規定に基づき、農地の「利用状況調査」を実施し、その調査の中で、荒廃農地の所有者に対して、将来の耕作の有無を確認するため「利用意向調査」を併せて実施しています。

今後は、これらの調査に加え、戸別訪問等による所有者と農業委員の協議において、農地として再生が不可能と判断された場合は、農地の所有者から提出される「非農地申出書」をもって、農業委員会は「非農地」と決定し、「非農地通知書」を発行することとなります。

このことにより、「非農地」と決定された農地については、今後は農地法の規制の対象外の農地となりますので、関係各機関に対し、農業委員会からその旨を通知することとなります。

なお、本通知書の発行をもって登記地目が変わることはありませんので、所有者の方は、不動産登記法に基づく法務局への「地目変更登記の申請」を忘れずに行なってください。